

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家3地区 (山上、延命寺、花原、山田、山路、大坪、上峰寺、下峰寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は経営規模100haを超える農業法人2社をはじめ農事組合法人、集落営農(任意組織)、酪農経営者、大規模果樹農家などの多くの担い手が集中する地域であり、区域内農用地面積の68.4%が担い手に集積されている。

これまで、地域における担い手による農地集積は進んでいたが、担い手の経営農地が分散するなどの課題があり、平成30年度から担い手同士の話し合いを重ね担い手の経営の効率化を上げるべく農地の集約(利用権の付替)を行ってきた。現在では担い手毎の農地集積の一定のルールが完成し、作業の効率化が上がっている。このように、大型法人による農地集積のルールはできたものの、年々経営面積が拡大していき、これ以上の規模拡大が難しい状況になってきている。

農事組合法人については、地域内農地を守るべく法人化した経緯があり、構成員の高齢化等を考慮し外部雇用などにより集落営農組織の今後を見据えた活動を展開している。

集落営農(任意組織)については2集落で組織化しているが、後継者育成が課題となっている。

果樹農家も多くあり、新規就農、親元就農、アグリスタート研修などによる新規就農者の取組が活発である。

鳥獣被害対策が深刻である。それぞれの集落で侵入防止策等の対策を講じてはいるものの、年々出没範囲が増加しており、被害が抑えきれない状況となっていっている。

本地域においては全集落が多面的機能交付金支払制度を活用し、6集落で中山間地域直接支払交付金制度を活用している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

※地域内における主な栽培品目: 水稻75.3ha、新市場開拓用米4.2ha、飼料用米・飼料用稲18.9ha、飼料用作物11.2ha、果樹7.2ha、野菜・花等15.9ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は多くの担い手がそれぞれの経営方針に伴い、作目を選定し営農を展開している。

大型法人1社は水稻を中心に飼料用米、ハトムギ、大豆などの栽培を行っており、大豆については加工品(味噌)作りの取組も行っている。もう1社の大型法人については水稻を中心に飼料用米、新市場開拓用米、白ねぎなどの栽培を行っており、堆肥散布を中心とした施肥設計のもと化学肥料削減や減農薬による営農を展開している。今後も大型法人2社を中心に農地集積が進んでいく事が想定されるが、両法人とも経営面積の限界に近づいてきている。このため、地域内農事組合法人や集落営農任意組織と調整を行い今後の農地集積集約を行っていく。大型法人においては経営面積の増加に伴い、スマート農業の取組が進められており、今後もスマート農機の導入支援等を行い担い手の経営安定に向けた支援を行っていく。

また、多面的機能支払交付金制度、中山間直接支払交付金制度の活用を継続し、用排水路、農道、農地の維持に務める。

果樹については新規就農、親元就農、アグリスタート研修などによる新規就農者の取組が活発であり、新たな圃場の確保や機械、施設等導入支援など関係機関と連携しきめ細やかなサポートを行っていく。

鳥獣被害に対応するため、集落単位ではなく、地域全体で対策を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	196.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・農事組合法人や農業法人による農地集積が進んだ事により、作業効率の向上や圃場条件の向上を目的として、山上、上峰寺、下峰寺集落の農地において令和2年度から農地中間管理機構関連基盤整備事業を活用した圃場整備事業を実施しており令和8年度完成予定である。圃場の大区画化、用排水路の修繕を行い作業効率を向上し担い手の経営発展を図る。 ・担い手への集積農地による団地化に伴う作業効率の向上に向け、農地耕作条件改善事業並びに基盤整備促進事業を活用し、排水路の暗渠化及び用水管理道の設置を実施している。排水路を暗渠化する事で、草刈作業等の軽量化、圃場間の移動時間短縮を実現し作業効率を向上し担い手の経営発展を図る。(山田、大坪集落の一部) R5～8年度 ・山田集落内の受益面積2.6haを賄う防災重点農業用ため池(奥ノ谷溜池)の老朽化に伴い県営地域ため池総合整備事業の活用により改修工事を予定している。(令和8年度以降)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業者が実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④輸出	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
- ②本地域の担い手において化学肥料、農薬の削減した取組を実施している。(特別栽培2法人、環境保全型農業直接支払交付金制度活用1法人)
- ③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
- ④農業法人2社により新市場開拓用米の取組が行われている。
- ⑤果樹において新規就農の取組がある。(親元就農R6.1～R7.12、親元就農R5.1～R5.12、就農応援交付金事業R7.5予定、アグリスタート研修R7.2開始予定)
- ⑦中山間地域直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。